

<別紙 3>

事業別同規模団体区分

○水道事業

上水道事業については給水形態及び現在給水人口規模により、簡易水道事業については地方公営企業法の適用状況及び現在給水人口規模により区分する。

[上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分
末端給水事業	都及び指定都市	政令市等
	30 万人以上	A1
	15 万人以上 30 万人未満	A2
	10 万人以上 15 万人未満	A3
	5 万人以上 10 万人未満	A4
	3 万人以上 5 万人未満	A5
	1.5 万人以上 3 万人未満	A6
	1 万人以上 1.5 万人未満	A7
	5 千人以上 1 万人未満	A8
	5 千人未満	A9
用水供給事業		B

[簡易水道事業区分一覧表]

法の適用状況	現在給水人口規模	区分
法適用	10,001 人以上	C1
	5,001 人以上 10,000 人以下	C2
	2,001 人以上 5,000 人以下	C3
	2,000 人以下	C4
法非適用	10,001 人以上	D1
	5,001 人以上 10,000 人以下	D2
	2,001 人以上 5,000 人以下	D3
	2,000 人以下	D4

※ 法の適用の状況により、算出できる指標の項目等が異なるため区分する。